

申請が
必要です！

令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付 (支援給付金)のご案内

支給対象

中学生以下

令和3年8月31日

以降の離婚等によって、現在児童を
養育しているものの、給付を受け
取っていない方が対象

(※)詳細は裏面の「よくあるご質問」をご覧ください。

高校生等

令和3年9月30日

(児童手当(本則給付)の支給対象となる児童の保護者の方は)

2月中に児童手当の受給手続きを行ってください！

支援給付金ってなに？

新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、既に支給が進んでいる子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金)を受け取れない方に対し、子育てを支援する目的で実施するものです。(一括給付金と同様に、所得制限があります。)

どう申請すればいいの？

申請書に必要事項を記入して、銚子市子育て支援課へご提出ください。
添付書類は裏面をご覧くださいか銚子市のホームページをご確認ください。



支給額

対象児童
一人につき **10**万円

※元養育者からすでに給付金の一部を受け取っていたり、児童のために費消されている場合はその額を差し引いた額

対象児童

一括給付金の
対象と同じ

申請期間

令和4年
4月22日まで

よくあるご質問は裏面をご確認ください。

Q. 誰が給付を受け取ることができますか？（支給対象者）

A. 大きく分けて、以下の方が支給の対象となります。

- ①令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続きを完了し、申請時点において児童手当の受給者）になった方
- ②令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は申請時）において高校生等を養育している方
- ③その他これらに準ずる方（DV特例・施設特例の所要の手続きを行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合等）

※個別のご相談は下記問い合わせ先へお問い合わせください。

Q. 必要な書類はありますか？

A. 振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードのコピー等）が必要となります。状況に応じて、次の書類が必要となります。

<銚子市から児童手当を受給していない方>

令和4年3月分の児童手当（本則給付）の認定市町村（2月28日までに申請があった場合は申請時点における児童手当の認定市町村）から転居した場合や所属庁支給（公務員）である場合には、受給者であったことがわかる書類（支払通知書・認定通知書の写し等）

<高校生の保護者の方>

令和4年2月28日（それ以前に申請する場合は申請日時点）までに離婚したことがわかる書類（離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等）

<市外に住む対象児童を養育している方>

対象児童の世帯全員の住民票の写し（原本）

Q. 10万円から控除（減額）される対象になっている、元養育者が子供のために費消した額とはどのようなものですか？

A. 元養育者が給付金を基にして、対象児童に対してランドセルや学習机等をプレゼントしたなど、本給付金の受給を契機として新たに子供のために使われた額として申請者が申請時点において認識しているものであり、自己申告に基づくこととなります。



「子育て世帯への臨時特別給付」に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、銚子市や銚子警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問い合わせ



銚子市 子育て支援課

0479-24-8967

※ 詳しくは、内閣府ウェブサイトもご覧ください

内閣府 子育て世帯への臨時特別給付金

検索

(<https://www5.cao.go.jp/keizai1/kosodatesetaikyufu/index.html>)